

岩手県企業局管理規程第8号

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月22日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局企業職員の休暇に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の休暇) 第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。）の休暇（次項に規定する休暇を除く。）は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第13条から第16条までの規定の適用を受ける者の例による。 2 [略]	(職員の休暇) 第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）を除く。）の休暇（次項に規定する休暇を除く。）は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第13条から第16条の2までの規定の適用を受ける者の例による。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。